

令和4年9月16日

学部生・専攻科生・別科生 各位

教務部長 山田 佳弘

## 対面授業における出席基準の変更について

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」で示された「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等に基づき、後期から出席基準を以下のとおり改めます。

### 1. 欠席について

以下に該当する学生は、大学への登校を控え、対面授業を欠席してください。

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された学生（※）
- ② 濃厚接触者と特定された学生（※）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の可能性が高い以下の症状を有する学生
  - 37.5℃以上の発熱
  - 明らかな風邪様症状（微熱、せき、全身倦怠感、のどの痛み、鼻水・鼻づまり等）

### 2. 欠席連絡について

対面授業の欠席については、K-SMAPYⅡのQ&A機能を利用し担当教員へ連絡してください。（『遠隔授業受講マニュアル（40～43頁）』参照）

また、担当教員への連絡に際しては、「1. 欠席について」の該当する欠席事由を必ず伝えてください。なお、各授業科目の担当教員には、これらの事由による授業欠席への配慮について、教務部からお願いをしています。

### 3. 出席の再開について

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された学生

症状がある場合は発症日（症状がない場合は検体採取日）を0日目として7日間経過し、かつ解熱剤を含む症状を緩和させる薬を服用しなくなって発熱や風邪様症状の消失から24時間以上経過した場合には、8日目から対面授業に出席してください。なお、保健所・主治医より療養期間の指示がある場合は、それに従ってください。また、療養期間終了後もほかの人に感染させる可能性はゼロではないため、その後も数日間は特に感染対策を続ける必要があります。

② 濃厚接触者と特定された学生

陽性者と隔離可能な場合は陽性者との最終接触日（陽性者と隔離不可能な場合は陽性者療養終了日）を0日目として5日間経過した場合には、6日目から対面授業に出席してください。なお、保健所主治医より待機期間の指示がある場合には、それに従ってください。

③ 新型コロナウイルス感染症の可能性が高い症状を有する学生

症状の出た日から欠席し、

- 可能な限り医療機関を受診し、PCR検査を受け、結果が陽性であった場合は「3.の① 新型コロナウイルス感染症と診断された学生」に従い、陰性であった場合は登校可能な日時を医師に確認し、対面授業に出席してください。
- やむを得ず医療機関を受診できない場合は、自治体や民間の検査機関でPCR検査を受け、結果が陽性であった場合は「3.の① 新型コロナウイルス感染症と診断された学生」に従い、陰性であった場合は解熱剤を含む症状を緩和させる薬を服用しなくなって発熱や風邪様症状の消失から72時間以上経過した場合には、4日目から対面授業に出席してください。

(※) 以下の〔登校停止感染症の手続き〕内の「新型コロナウイルス感染・濃厚接触者等報告フォーム」から報告してください。

<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/lifesupport/p4/p3-2-2>

[本学ホームページ] → [在学生・保護者] → [学生生活支援]  
→ [保健室] → [登校停止感染症の手続き]